

○国土交通省告示第千三百五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年十一月七日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川那賀川水系桑野川改修工事（徳島県阿南市宝田町出口地内から同市長生町松ノ元地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用水路及び農業用揚水機場付替工事並びに附帯工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 徳島県阿南市宝田町出口及び中友並びに長生町戸崎、宮ノ本、舟付、油免、平久保、内川下、塩免、うその口、寿嘉、川ハタ、長丁、長谷、石合、石合ノ下、門田及び松ノ元地内
- 2 使用の部分 徳島県阿南市宝田町出口並びに長生町戸崎、宮ノ本、舟付、油免、平久保、内川下、塩免、うその口、寿嘉、川ハタ、長丁、長谷、石合、石合ノ下及び門田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、徳島県阿南市宝田町出口地内から同市長生町松ノ元地内までの延長3,220mの区間（以下「本件区間」という。）における「一級河川那賀川水系桑野川改修工事並びにこれに伴う市道、農業用水路及び農業用揚水機場付替工事並びに附帯工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一級河川那賀川水系桑野川改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される市道、農業用水路及び農業用揚水機場の従来の機能を維持するための付替工事のうち、市道の付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号の市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、農業用水路及び農業用揚水機場の付替工事は、同条第5号に掲げる土地改良区が設置する用水路及びかんがい用施設に関する事業に該当する。

さらに、市道付替工事の施行に伴う附帯工事として行う工事用栈橋等設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同条第2項に基づく指定区間に指定されていないことから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1)得られる公共の利益

一級河川那賀川水系桑野川（以下「桑野川」という。）は、その源を徳島県阿南市新野町の矢筈山に発し、岡川等の各支川が流入した後、一級河川那賀川水系派川那賀川に合流し、紀伊水道に注ぐ流域面積100.4km<sup>2</sup>、流路延長27kmの河川である。

桑野川は、流域に徳島県南部地域の拠点都市である阿南市の中心市街地を擁する社会経済上重要な河川であるところ、上流域は年間降雨量が2,500mmを超え、また台風の常襲地帯でもあることから、昭和40年9月や平成2年9月、平成7年5月など、頻繁に豪雨による洪水に見舞われ、川幅が狭く流下能力が不足している区間の背後の平野部を中心に、内水による浸水被害が多発している。特に平成11年6月の梅雨前線による豪雨では、基準地点大原で戦後最大となる流量773m<sup>3</sup>/秒を記録し、大原観測所において計画高水位まで9cmに迫る水位となり、本件区間を含む一般国道55号富岡新橋から阿南市長生町川そ地内までの区間では破堤や越水が危惧される非常に危険な状態となり、また、水位の上昇に伴い、この背後地では内水による浸水被害が発生し、浸水家屋は254戸に達した。

桑野川流域の治水対策については、「那賀川水系河川整備基本方針」（平成18年4月策定。以下「基本方針」という。）において、基準地点大原で計画高水流量1,300m<sup>3</sup>/秒を流下させ、年超過確率1/100年規模の洪水に対応することを目標として順次河川改修が実施されている。

本件事業は、川幅が狭いことから現況流下能力が基本方針に定める基準地点大原における計画高水流量1,300m<sup>3</sup>/秒を大きく下回る800m<sup>3</sup>/秒となっており、それに伴い内水による浸水被害が発生している本件区間において、床上浸水対策特別緊急事業として、川幅を拡幅するための左岸堤防の引堤及びこれに伴う既設堤防の撤去を含めた高水敷掘削工事を行うものである。本件事業の完成により、本件区間の流下能力は900m<sup>3</sup>/秒に向上するとともに、同時に整備を行っている川原排水機場及び大津田排水機場の完成と相まって、本件区間の背後地に存する宝田、本庄及び大原地区における内水排除が可能となることから、内水による浸水被害が軽減され、流域住民の生命及び財産の安全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2)失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成12年7月に任意で実施した調査によると、本件区間内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における「国内希少野生動植物種」であるオオタカの飛翔が確認されているが、営巣が確認されていないことなどから、動植物に与える影響は軽微であると認められる。さらに、起業者は、今後も動植物に関するモニタリング調査を実施し、自然環境への影響に対して配慮していくこととしている。

また、本件区間内の土地においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、起業者は徳島県教育委員会との協議により必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3)事業計画の合理性

本件事業は、川幅が狭く現況流下能力が不足している本件区間において、流下能力の向上及び内水による浸水被害の軽減を目的として、左岸堤防の引堤及びこれに伴う既設堤防の撤去を含めた高水敷掘削工事を施行するものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、引堤及び高水敷掘削により流下能力を向上させる申請案のほか、河床掘削により河床高を低くすることで流下能力を向上させる河床掘削案、引堤により川幅を広くすることで流下能力を向上させる引堤案及び既設堤防を嵩上げすることで流下能力を向上させる嵩上げ案について検討が行われている。まず、支障物件数及び取得必要面積並びに経済性において申請案より優れる嵩上げ案は、本件事業の目的の一つが内水による浸水被害の軽減であるところ、計画高水位を上げる改修方法であり、洪水時における内水被害が助長され、そもそも事業目的を達成できないなど合理的な案とは認められない。次に、申請案と河床掘削案及び引堤案を比較すると、申請案は支障物件数及び取得必要面積が河床掘削案より多くなるものの引堤案より少ないこと、高水敷掘削による現況河道の改変は小さく河床掘削案より河川環境に与える影響は軽微であること、引堤工事等は出水期、非出水期にかかわらず施工できることから河床掘削案より施工期間が短いこと、事業費が最も廉価であり、経済性に優れることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

なお、引堤の方法として、右岸側の山裾を掘削する方法については、大規模な切土工事が発生するとともに、地すべり防止区域に指定されている箇所が存することなどから、工事の施工性等に問題があり、したがって、左岸堤防を引堤することとした事業計画は合理的であると認められる。

さらに、本件事業の施行に伴う市道、農業用水路及び農業用揚水機場付替工事並び

に市道付替工事の施行に伴う工事用栈橋等設置工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1)事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件区間は川幅が狭く現況流下能力が不足しているため、本件区間の背後地では過去頻繁に内水による浸水被害が発生していることから、これらの地域への浸水被害を軽減するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、阿南市等から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### (2)起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 徳島県阿南市役所